

学研災賛助会員大学在籍の学生の皆様へ

海外で安心・充実した留学生生活を送るために・・・

2018年度用

学研災付帯 海外留学保険 (略称：付帯海学)

45.6% 割引適用

- ・包括割引▲15%
- ・過去の損害率による割引▲36%

付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。学研災を導入している全国1,086校*1の学生を加入対象*2としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。



*1 2017年3月末時点の学研災賛助会員校数。

*2 本制度の対象となる留学は、下記「付帯海学の対象者」をご参照ください。

付帯海学の対象者

学研災に加入しており、在籍大学が承認した派遣留学に参加する学生
(単位認定の有無は問いません。)

※在籍大学が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍大学が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入をいただきます。

本資料は、出発日が2018年6月1日～2019年5月31日となる留学用です。

保険の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.5～6をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

治療・救援費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらったことになった場合



傷害死亡保険金 疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害保険金

留学先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

携行品損害保険金

- 携行品が盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合

(注1) 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。



他人にケガ等をさせてしまったときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガをさせてしまった場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにしてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合



その他の費用に関する補償

航空機寄託手荷物保険金

航空会社に預けた手荷物が到着しなかった場合



航空機遅延保険金

搭乗予定の航空機に大幅な遅延が発生し急な費用が生じた場合



旅行変更費用保険金 (中途帰国費用のみ担保)

留学先で病気で入院をし、留学を中止し帰国した場合



保険金額と保険料（包括割引15%、過去の損害率による割引36%適用）

保険期間31日まで

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	5,000万円
	疾病死亡	1,000万円
	携行品損害	10万円
	賠償責任	1億円
	航空機寄託手荷物	10万円
	航空機遅延	2万円
	旅行変更費用（中途帰国費用のみ）	20万円
保険料	保険期間 1日まで	1,270円
	2日まで	1,630円
	3日まで	1,930円
	4日まで	2,200円
	5日まで	2,550円
	6日まで	2,880円
	7日まで	3,150円
	8日まで	3,400円
	9日まで	3,640円
	10日まで	3,880円
	11日まで	4,120円
	12日まで	4,370円
	13日まで	4,600円
	14日まで	4,820円
	15日まで	5,030円
	17日まで	5,310円
	19日まで	5,750円
	21日まで	6,210円
	23日まで	6,480円
	25日まで	6,740円
	27日まで	6,960円
	29日まで	7,160円
	31日まで	7,340円

保険期間31日超

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	5,000万円
	疾病死亡	1,000万円
	携行品損害	10万円
	留学生賠償責任	1億円
	航空機寄託手荷物	10万円
	航空機遅延	2万円
保険料	保険期間 34日まで	7,520円
	39日まで	8,590円
	46日まで	10,120円
	53日まで	11,910円
	2か月まで	14,040円
	3か月まで	19,290円
	4か月まで	27,430円
	5か月まで	35,430円
	6か月まで	43,310円
	7か月まで	51,300円
	8か月まで	59,320円
	9か月まで	67,540円
	10か月まで	75,620円
	11か月まで	83,410円
	1年まで	91,490円

*1 契約タイプでご契約され、被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

<ご契約の際のご注意>

- 保険期間（保険のご契約期間）は、海外留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「留学期間」に合わせて設定してください。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間をご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの留学」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの留学」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

ご契約までの流れ

- ①在籍大学または取扱代理店から【払込取扱票】【加入手続き書（控）】
【海外旅行保険あんしんガイドブック】【パンフレット（本冊子）】を受領してください。
- ②【払込取扱票】に必要事項を記入し、払込取扱票に記載された保険料が、上記保険料表においてご自身の留学期間の保険料と一致しているかを確認してください。
- ③ご記入頂いた【払込取扱票】にて、ゆうちょ銀行または郵便局から、保険料をお振込みください。
【払込取扱票】受領後、速やかに（1週間以内を目途）お振込みをお願いします。
（振込手数料は払込人負担となります。）
- ④お振込みいただいた【払込取扱票の控え】のコピーを在籍大学の留学窓口へご提出し、【被保険者証】をお受取りください（在籍大学によっては、【被保険者証】の配布方法が異なる場合がありますので、詳細は在籍大学へご確認ください。）。

サービス体制について（事故の際のご対応について）

海外留学中の「困った」を解決する

東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本（東京）で受け付けいたします。

- 一部のサービスの提供にあたっては、被保険者証により保険の対象となる方であることの確認をさせていただくことが条件となります。

日本語で対応
*1

24時間
年中無休

- ※1 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※2 戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
- ※3 お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
- ※4 サービス内容は予告なく変更される場合があります。
- ※5 付帯海学はペットネームであり、サポートデスクでの受付においては、海外旅行保険として受け付けさせていただきます。
- ※6 「留学生賠償責任」については、現地での保険金支払いに関するサービスのご利用はできません。したがって、保険金支払対象となる費用が生じた場合には、保険の対象となる方に一旦立替払いをしていただき、後日、日本にてご請求いただくこととなります。
- *1 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

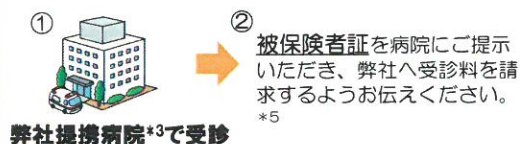


①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

（対象）被保険者証をお持ちのお客様

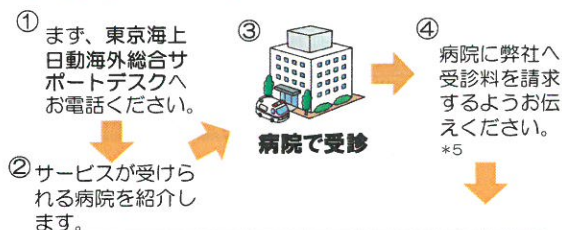
キャッシュレス・メディカル・サービス*2

弊社提携病院*3で受診



海外での病院受診時にお役立ちします！

左記以外の病院*4で受診



病院の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診終了！

- ※ 治療費用について保険金をお支払いできる場合に ご利用いただけます。
- ※ 上記のいずれかの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、サービス内容は予告なく変更される場合があります。
- *2 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
- *3 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界80都市以上の約280の病院をいいます（2017年5月現在）
具体的な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- *4 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。
- *5 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の
緊急移送手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の付帯海学で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

- ※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
- ※2 ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。



③トラベルプロテクト

(対象) 被保険者証をお持ちのお客様

安心した留学をお送りいただくために、ケガや病気の有無にかかわらず
手数料無料でご利用いただけるサービスです。

*本頁にはすべてのサービスが記載されているわけではありません。

緊急時の現金手配 【保険期間3か月まで】



留学中に現金盗難等で急に現金類が不足した場合に、現金をご用立てします。

金利・手数料無料
ご用立ての金額は
US1,000ドルまで

- ※1 ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引落しとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。
- ※2 本サービスのご利用は、お客様の留学期間を通じて1回のみとなります。
- ※パスポートをお持ちでない場合は、サービス提供ができないことがあります。
- ※メールアドレスをお持ちでない場合、サービス提供ができないことがあります。

受け渡し場所は世界32万か所

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。



パスポートを紛失・盗難された場合のサポート



パスポートの紛失・盗難時に領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

メッセージの伝達

留学中のお客様に代わって、日本のご親族、在籍大学等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。



電話による通訳

言葉が通じず、お困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。



43か国語に対応(2017年5月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

渡航先の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。



④こころのカウンセリングサービス

カウンセリング

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。
ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

- ※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。
- ※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。



補償内容のご説明(保険金をお支払いする主な場合・保険金のお支払額・保険金をお支払しない主な場合)

保険期間「31日まで」「31日超」共通の補償

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払しない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたんに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100% ※保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気 ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療・救済費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合*2。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*4により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。 ●救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたんに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上5日続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等 *5年前0時をまたぐ場合は2日と数えます。	●治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、かつ、 ※日本国外においてカカロプラクティク、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)。 ④入院のために必要になった a 国際電話料等通信費、b 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きします。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。 ●救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*6の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ①捜索救助費用。 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)。 ③救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで)。 ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで)。 ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きします。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気 ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡した場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3*9により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、
*3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
*4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*5 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。
*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、)
①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*8 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚姻とは異なります。)
*9 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品 * 10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。 * 10 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品 * 11をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。 * 11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額 * 12。 ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 * 12 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額 * 13をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額 * 13のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地に負担した場合に限りです。交通費、宿泊費も含まれます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 * 13 時価額とは？ 再取得価額 * 14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 * 14 再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	前記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 * 15 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。） * 15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
保険期間31日まで 賠償責任保険金	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものに損害 * 16を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 * 16 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害	損害賠償金の額。 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	前記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶 * 17、車両 * 18、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族 * 6に対する賠償責任 * 17 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 * 18 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
保険期間31日起 留学生 賠償責任保険金	海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅 * 19の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物 * 20に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 * 19 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 * 20 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害 * 21を含みます。 * 21 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋（部屋内の動産を含みます。）の損害 ・部屋以外の損害 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	損害賠償金の額。 ※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	

保険期間「31日まで」「31日超」共通の補償

航空機寄託手荷物 保険金 * 22	航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合。 * 22「寄託手荷物運送等費用保険金」を指します。	実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。) ※ 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限りです。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
航空機遅延保険金 * 23	①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。 * 23「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。	保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額。 ※ 1回の事故について2万円を限度とします。 ※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りです。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	
旅行変更費用保険金 (中途帰国費用のみ担保 特約セット)	次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤……保険の対象となる方もしくは同行予約者 * 24 (保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者 * 25もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤とされた場合 ②入院 (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合 (2) 保険の対象となる方等の配偶者 * 25または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難……保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方が山岳登山 * 27中に遭難された場合 ④救助……急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要となったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等……保険の対象となる方等の居住する建物または家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判……保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合 ⑦地震・テロ行為等……保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧感染症等……保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨避難指示……保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 * 24保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方と同行される方をいいます。 * 25婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。) ①婚姻意思 * 26を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 26戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚姻とは異なります。))。	ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用 * 28を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。 ●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 $\text{旅行変更費用保険金額} * 29 \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 30$ ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用 * 30 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 * 28いづれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 * 29旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 * 30次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)	①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実 * 31 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産および流産 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・山岳登山 * 27職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日より前に「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合または①死亡・危篤、②入院の原因 * 32もしくは⑧感染症等の原因 * 33が生じていた場合 等 * 31戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 * 32死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 * 33隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

* 27ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行(留学)の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

必ずお読みください

ご契約に関するご注意点

◆学研災の関係について：

事故が発生した場合、学研災（学生教育研究災害傷害保険の略称）は、現行通り、帰国後在籍大学を通じての事故報告となりますので、ご自身でご報告をお願い致します。なお、傷害事故については、参考までに、一定期間ごとに、在籍大学の学研災窓口へ事故情報をご提供しますので、ご了承願います。

◆渡航先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・渡航先でビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・渡航先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

◆渡航先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

◆留学先から保険加入を求められている場合について：

留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認頂いたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

◆付保証明書について：

被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

◆補償の重複について：

- ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上で、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

充実した留学となりますように、
お気をつけてお出かけください。



◆保険金請求に関する個人情報の提供について

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である（公財）日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。このパンフレットは、学研災付帯海外留学保険（海外旅行保険）の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。
<引受保険会社>東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン日本興亜㈱ 三井住友海上火災保険㈱

学研災付帯海外留学保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍し、賛助会員大学に認められた留学に参加する学生を保険の対象となる方とする海外旅行保険のペットネームです。なお、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。

取扱代理店

株式会社 東海日動パートナーズ中国四国 愛媛支店
住所：〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-13-13
TEL:089-908-5535
（受付時間：平日9:00～17:00）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 愛媛支店営業課
住所：〒790-8561 愛媛県松山市本町2-1-7
TEL:089-915-0077
（受付時間：平日9:00～17:00）